

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	菜園の使用許可	
根拠法令・条項	堺市立フォレストガーデン条例第8条	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>堺市立フォレストガーデン条例 （菜園の使用許可） 第8条 菜園を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項に規定する菜園の使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるときは、その使用を許可しない。</p> <p>堺市立フォレストガーデン条例施行規則 （菜園使用申込者の資格） 第9条 菜園の使用を申し込むことができる者は、次の各号のすべての要件に該当する者とする。 (1) 菜園の管理を十分に行うことができること。 (2) 小区画については、1世帯、大区画については2世帯から5世帯までのグループで栽培できること。 (3) 使用許可を受けようとする期間において、既に使用許可を受けていないこと。 (4) 条例第11条第1項の規定により使用許可を取り消された者及びその者と同一世帯に属する者については、申し込もうとする菜園の使用開始日が当該使用許可の取消日から起算して1年を経過していること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	8週間以内
	標準処理期間を設定できない理由	